

仲間の声

■母88歳と37年ぶりに同居して2年足らず。「戦争法反対市民集会」のポスターを自宅に貼ることを地域の人から依頼され、保守的な地域的調和を大事にしてきたと公言する母が、しぶしぶながらポスターを自宅の壁の端の方に貼ることを承諾しました。勇気ある一歩です。

中田 昇さん(枚方市職労)

■新国立競技場は、もっと簡素化にしてその資金を福祉にまわして下さい。
花本かずえさん(和泉市職労)

■一年生のかわいい職場訪問があり、いろいろ質問をうけタジロギました。でもかわいなお礼の手紙をいただいたいへんうれしかったです。
松本 孝子さん(松原市職労)

■「戦争」という言葉に心をかき乱されるのはごめんです。無邪気な子どもたちに安定した日々をプレゼントできるといいのになあと思います。
荒木與理子さん(東大阪市職労)

■外国での紛争地域の悲惨な現状をニュース等で度々見るのですが「戦争をできる国」になると、相手国側の報復で自分の国が戦場となることを想像すると恐ろしいです。
矢崎 大輔さん(吹田市職労)

■どんなことがあっても、「戦争法案」はだめです。今国会で成立しても、裁判に訴えて廃案に!!
幸田美恵子さん(大阪府職労)

職員と組織が元気になって 市民の役に立つ自治体へ

—新役員学習会・岸和田市職労—

岸和田市職労は、9月2日に新役員学習会を開催しました。冒頭、春崎孝雄委員長は「例年、各支部の役員体制が変わるこの時期に、賃金労働条件など基礎的な学習を行っています。今年は地公法改正に伴い人事評価制度が義務づけられるために、『評価制度』をテーマとしました。労働組合として時の市長に恣意的な公務員づくりを許さないために『評価制度』導入には反対ですが、これまで賃金リンクさせないことを労使で確認しています。改めてみんなで学習しよう」と呼びかけました。



青年部の塩崎牧子さん(右)▶は、「岸和田の『評価制度』が賃金リンクしていないのは、自分を高めるためのものと理解できました」と答えてくれました



講師の小堀喜康さんは、元岸和田市役所の人事課職員です。小堀さんは、よりよい行政サービスを行うために職員と組織を元気にする仕組みが必要で、そこに賃金リンクさせれば、逆にモチベーションが低下し、組織力が低下すると強調しました。多くの民間企業では「成績主義」をやめており、今回の法改正が公務員の賃金抑制のための施策であることをバツサリと批判しました。

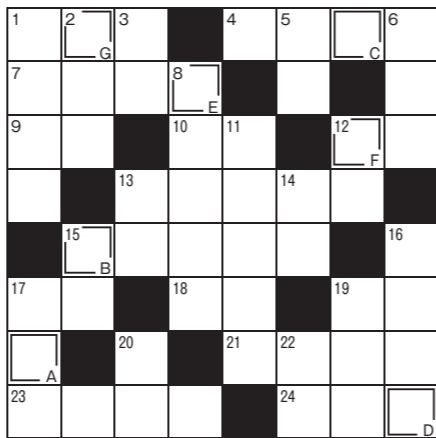
学習会は、「評価制度」が労使いずれの立場でも弊害を生み出すという点で一致し、討論で内容を深めました。

仲間の情報ひろば

クロスワードパズル

(解き方)二重ワクの文字をA~Gの順に並べかえてできる言葉を答えてください。

出題者：山本汎昭さん



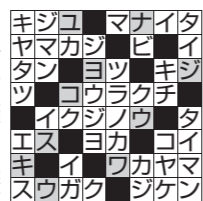
ヒント：台風襲来



- ヨコの力ギ
1. 〇〇〇〇四面のヤグラの上で
 4. 暗い所。〇〇〇〇にひそむ
 7. 詩歌等を詠んだ人。「〇〇〇〇知らず」
 9. 気分がふさげると。躁と〇〇〇〇の大木
 10. 〇〇な味、〇〇な真似
 12. 〇〇しめ。〇〇〇〇〇免職になる
 15. 夜回りの警戒に打ち鳴らす
 17. 〇〇があったら入りたい
 19. 〇〇たる目的
 21. 正気の〇〇〇とは思えぬ
 23. さし戻すこと。申請を〇〇〇〇〇する
 24. スケート〇〇〇

- タテの力ギ
1. 〇〇〇〇〇は時の運
 2. 過疎↓
 3. 解雇すること。「君は〇〇だ!」
 5. 〇〇〇は苦の種
 6. 故意の一種。〇〇〇〇の故意
 8. 東洋の歴史
 11. 呉越〇〇〇〇〇〇
 12. 兄弟姉妹の息子
 13. 著すこと。漱石〇〇〇「草枕」
 14. ここはタテの〇〇〇〇です
 15. 田舎。〇〇には稀な美人
 16. ビーフは牛肉。ホークは?
 17. 兄に対し親愛の意をこめた語
 18. 砂ぼこり
 20. マル〇〇〇式クイズ
 22. 〇〇〇も積みもれば山となる

6・7月号の解答 「キュージョウクロスナ」



応募の方法
「解答」「所属組合名」「職場名」「氏名」「住所」を書いて、メールかはがきで送ってください。紙面の感想、職場のできごとや近況などを一言書き添えていただければ幸いです。正解者の中から抽選で5人に図書カードをプレゼント。
なお、送っていただいた一言は「仲間の声」として紙面に掲載させていただきます。ご了承ください。
送付先
〒530-0041 大阪市北区天神橋一丁目13番15号 大阪グリーン会館4階 大阪自治労連「おおさか自治体の仲間」編集部 takarna@osaka-jichiren.jp
応募の締め切り/10月31日
正解と当選者の発表/2015年11月号の紙面に掲載

落雷や風水害も

火災共済で保障します!

安い掛金でワイドな保障として多くの組合員が加入している火災共済。近年、異常気象により落雷、台風、集中豪雨等による被害が多くなっています。被害を受けたくらまず、組合へご相談ください。



落雷

家財の被害が多く、エアコン・テレビ・パソコン・インターホンなどの電化製品の故障が多いです。テレビのアンテナも故障したら対象です。

台風・豪雨などの風水害

建物本体の損害額が10万円を超えた場合、被害状況と加入内容により見舞金をお支払します。テレビのアンテナやエアコン室外機、給湯設備なども風水害等の支払対象になります。

※門扉や物置などの付属物、家財、老朽化による雨漏り等は対象外です。

★「火災共済」の加入に関わらず、組合員の方には「住宅災害見舞金」の対象となる場合があります。詳細は組合書記局までお問い合わせください★



働く仲間のたすけあい 共済コーナー

必要書類

火災共済

- 組合所定の火災共済金支払請求書・被災状況報告書などの他に
- ①罹災証明書(コピー可)
- ②現場の写真(コピー可)
- ③見積書または領収書(コピー可)
- (注)床上浸水被害の場合は、必要書類の他に、浸水位置に床からメジャーなどをあて、計測している状態の写真が必要となります。

住宅災害見舞金(組織共済)

- 組合所定の支払請求書・事由証明書などの他に「罹災証明書」が必要です。
- ※被害額の下限はありません。

いずれの場合も被害額が100万円を超える場合は、現場確認にうかがう場合がありますのですぐに書記局へご連絡をお願いします。